

株 主 各 位

東京都港区東新橋一丁目9番2号 汐留住友ビル

セガサミーホールディングス株式会社

代表取締役会長兼社長 里 見 治

第12期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第12期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、郵送（書面）又はインターネットにより議決権をご行使いただくことができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、平成28年6月16日（木曜日）午後6時までに議決権をご行使いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年6月17日（金曜日）午前10時

2. 場 所 東京都港区芝公園四丁目8番1号

ザ・プリンス パークタワー東京

地下2階 コンベンションホール

（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

3. 目的事項

報告事項

1. 第12期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第12期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

第1号議案 定款一部変更の件

第2号議案 取締役8名選任の件

第3号議案 監査役1名選任の件

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

第5号議案 取締役に對しストック・オプションとして新株予約権を発行する件

以上

◆当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◆株主様でない代理人及びご同伴の方など、株主以外の方は株主総会にご出席いただけませんので、ご注意くださいようお願い申し上げます。

◆株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

◆決議の結果は、決議通知に代えて臨時報告書を当社ウェブサイトに掲載いたします。

（当社ウェブサイト <http://www.segasammy.co.jp/japanese/ir/event/meeting.html>）

本年から株主総会にご出席の株主様への「お土産」及び「懇親会」は取りやめとさせていただきます。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

インターネットによる開示についてのご案内

法令及び定款の規定に基づき、連結計算書類の連結注記表及び計算書類の個別注記表は、当社ウェブサイト (<http://www.segasammy.co.jp/japanese/ir/event/meeting.html>) に掲載しておりますので、本招集ご通知には掲載しておりません。※会計監査人及び監査役会が監査した連結計算書類及び計算書類は、当社ウェブサイトに掲載している連結注記表及び個別注記表を含みます。

招集ご通知の受領方法についてのご案内

メールアドレスをご登録いただいた株主様は、次回の株主総会から、招集ご通知を電子メールで速やかに受領いただくことができます。（携帯電話のメールアドレスを指定することはできませんのでご了承ください。）

電子メールによる受領をご希望される株主様は、パソコン又はスマートフォンから、当社の指定する議決権行使サイト (<http://www.evote.jp/>) にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用のうえ「電子メール受領」の画面からお手続きください。

ご登録いただいた株主様に電子メールによりお送りする法定の招集ご通知（当社ウェブサイトに掲載されたことのご通知を含みます。）は次のとおりとなります。なお、招集ご通知は株主名簿管理人から電子メールにて送信いたします。

- (1) 定時株主総会招集ご通知：日時・場所・会議の目的事項・添付書類（事業報告等）・株主総会参考書類
 - (2) 臨時株主総会招集ご通知：日時・場所・会議の目的事項・株主総会参考書類
- ※招集ご通知は、株主総会基準日（定時株主総会の場合は事業年度末、臨時株主総会の場合は別途取締役会の決議による一定の日）から一定期間を過ぎてお手続きされた場合など、反映されない場合もございますのでご了承ください。

議決権の行使についてのご案内

【郵送（書面）による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、前記行使期限までに到着するようにご返送ください。

【インターネットによる議決権行使の場合】

（１）議決権行使方法について

- ① 当社の指定する議決権行使サイト（<http://www.evote.jp/>）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って、前記行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。
- ② 株主様以外の方による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、当社の指定する議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。

（２）議決権行使サイトについて

- ① インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォン又は携帯電話（iモード、EZweb、Yahoo!ケータイ）から、当社の指定する議決権行使サイトにアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。ただし、毎日午前2時から午前5時まででは取り扱いを休止します。

※「iモード」は㈱NTTドコモ、「EZweb」はKDDI㈱、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.の商標又は登録商標です。

※バーコード読取機能付のスマートフォン又は携帯電話を利用して右記の「QRコード」を読み取り、当社の指定する議決権行使サイトに接続することも可能です。なお、操作方法の詳細につきましては、お手持ちのスマートフォン又は携帯電話の取扱説明書をご確認ください。



（「QRコード」は㈱デンソーウェーブの登録商標です。）

- ② パソコン又はスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- ③ 携帯電話による議決権行使は、iモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のためTLS暗号化通信及び携帯電話情報送信が不可能な機種には対応しておりません。

- ④ 当社の指定する議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話等をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話等利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

【議決権行使が重複してなされた場合の取り扱い】

- ① 議決権行使書用紙とインターネットにより、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。
- ② インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効として取り扱わせていただきます。また、パソコン、スマートフォン又は携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効として取り扱わせていただきます。

【機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームについて】

機関投資家の皆様につきましては、㈱ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただけます。

システム等に関するお問い合わせ

〔ヘルプデスク〕

株主名簿管理人
専用ダイヤル

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
0120-173-027（通話料無料）
（受付時間 平日午前9時から午後9時まで）

※上記は、株式事務に関するお問い合わせ先ではありませんのでご注意ください。

(添付書類)

事業報告

(自 平成27年4月1日)
(至 平成28年3月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

当連結会計年度より、会計方針の変更を行っており、遡及処理の内容を反映させた数値で前期との比較を行っております。

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、金融・財政政策の効果を受け、企業業績の向上や雇用情勢に改善が見られ、一部に鈍い動きもみられるものの、総じて景気は緩やかな回復基調が続いております。個人消費におきましては、雇用・所得環境等の着実な改善を背景に、全体としては底堅く推移しております。しかしながら、中国経済をはじめとした海外景気の下振れなど、わが国の景気を下押しするリスクや金融資本市場の変動には留意する必要性があり、依然として景気の本格回復にはまだ時間を要する状況で推移しております。

このような状況の中、遊技機業界におきましては、パチスロ遊技機市場において、遊技機の型式試験を執り行う一般財団法人保安通信協会（略称：保通協）における型式試験方法の運用変更前の基準において適合を受けたタイトルの稼働が底堅く推移しております。一方で、運用変更に対応したパチスロ遊技機への入れ替えに対しては、パチンコホール運営者が慎重な見方を示しており、パチスロ遊技機の新台入替はやや低調に推移いたしました。しかしながら、運用変更に対応したパチスロ遊技機においても、一部の実績あるシリーズ機を中心に、高い稼働実績を残すタイトルが登場してきております。パチンコ遊技機におきましては、日本遊技機工業組合（略称：日工組）において決定された『のめり込み』対策に係る新たな申合せが適用されたこと等に伴い、一部の大型タイトルを除いて新台入替は低調に推移しております。今後の市場活性化に向けては、各種自主規制等に適応した、幅広いエンドユーザーに支持される機械の開発、供給等が求められております。

エンタテインメントコンテンツ事業を取り巻く環境につきましては、スマートデバイス向けなどのデジタルゲーム市場において、国内におけるスマートフォン普及の鈍化、及び上位タイトルの優位性が増しており、将来的には中位下位タイトルの淘汰も予測されることから、より品質の高いコンテンツの供給が求められており、開発期間の長期化や運営費用が増加傾向にあります。パッケージゲーム市場におきましては、家庭用ゲーム機の新世代ハードの普及とともに、今後の市場の拡大に向けて期待が高まっております。アミューズメント施設・機器市場に

については、縮小傾向が続いている中、引き続きユーザー層の拡大へ向けた取り組みを進めております。

リゾート業界におきましては、訪日外国人数の増加継続により、ホテルの客室稼働率は引き続き上昇傾向にあり、遊園地・テーマパーク売上高においても前年を上回る状況が続いております。また、観光立国の実現に向けて、『特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案（IR推進法案）』が国会に提出されました。

このような経営環境のもと、当連結会計年度における売上高は3,479億81百万円（前期比5.1%減）、営業利益は176億17百万円（前期比0.7%増）、経常利益は164億9百万円（前期比2.8%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は53億69百万円（前期は純損失113億75百万円）となりました。

なお、当社におきましては中長期的な視点からグループ全体の収益構造の見直しとして、既存の各事業における課題に取り組むとともに、グループ内組織再編（※）を平成27年4月1日付で行い、当連結会計年度より遊技機事業、エンタテインメントコンテンツ事業、リゾート事業の3事業に再編いたしました。この再編に伴い、従来のアミューズメント機器事業、アミューズメント施設事業、コンシューマ事業はエンタテインメントコンテンツ事業に統合されました。また、従来アミューズメント施設事業に含まれていたテーマパーク施設、その他事業に含まれていたリゾート施設に関してはリゾート事業に統合されました。

（※）平成27年4月1日付で、株式会社セガを分割会社とし、新設分割により株式会社セガホールディングス、株式会社セガ・インタラクティブ、株式会社セガ・ライブクリエイションを設立。また、株式会社セガは、株式会社セガネットワークスを吸収合併し、株式会社セガゲームスに商号変更。

セグメント別の概況は以下のとおりであります。

なお、平成27年4月1日付のグループ内組織再編に伴い、当連結会計年度より報告セグメントの区分方法を変更しており、前期との比較・分析は、変更後のセグメント区分に基づいております。

遊技機事業

パチスロ遊技機におきましては、史上最高のヒット機種を輩出した「北斗の拳」シリーズの最新作となる『パチスロ北斗の拳 強敵』や大ヒットタイトル「鬼武者」シリーズの正統後継機となる『パチスロ 鬼武者3 時空天翔』等の実績あるタイトルのシリーズ機の販売は堅調であったものの、それ以外のタイトルについて

は低調に推移したことから、142千台の販売となりました（前期は207千台の販売）。パチンコ遊技機におきましては、オリジナルIP「獣王」シリーズの最新作『ぱちんこCR神獣王2』や、新枠『闘神』とともに新規演出やギミックを搭載し従来の「北斗の拳」シリーズにはない新境地を開拓した『ぱちんこCR真・北斗無双』等、販売が堅調に推移したタイトルがある一方で、遊技機事業における構造改革に伴う一時的な影響や、平成27年3月期に販売した『ぱちんこCR北斗の拳6シリーズ』の反動減により、199千台の販売となりました（前期は241千台の販売）。なお、前期以前に販売した遊技機の部材リユースを進める等、引き続き原価改善に取り組んでおります。

以上の結果、売上高は1,334億7百万円（前期比12.7%減）、営業利益は215億48百万円（前期比16.4%減）となりました。

エンタテインメントコンテンツ事業

エンタテインメントコンテンツ事業におきましては、デジタルゲーム分野において、サービス開始から3年を超えた『ファンタシースターオンライン2』をはじめ、スマートデバイス向けタイトルにつきましては、アップデートを実施した『チェンクロニクル ～絆の新大陸～』、『ぶよぶよ!!クエスト』、『オルタンシア・サーガ -蒼の騎士団-』などの主力タイトルが堅調に推移いたしました。しかしながら、アジア向け新作オンラインゲーム『Football Manager Online』の韓国展開や一部のスマートデバイス向けタイトルについて、当初想定していた評価を受けることが出来なかったことから、それらのゲームタイトルに関連する資産の価値を見直したことや、新作タイトルの増加に伴い、広告宣伝費などの費用が増加いたしました。なお、デジタルゲーム分野における国内配信タイトル数（無料プレイ型）は平成28年3月末時点で49本となりました。

パッケージゲーム分野におきましては、欧州を中心に10年に渡り熱狂的なファンを獲得し続けている「Football Manager」シリーズの最新作『Football Manager 2016』等を販売したものの、販売本数は前期を下回る922万本となりました。一方で、タイトルの絞り込みによる主力タイトルの販売に注力した結果、収益性を改善しております。

また、アミューズメント機器分野におきましては、新作メダルプッシャー機『バベルのメダルタワー』や全国のゲームセンターで好評稼働中の音楽ゲーム『maimai』の開発チームが手掛けた、新しいプレイ感を楽しむことが出来る新作音楽ゲーム『CHUNITHM』の販売が好調に推移いたしました。

アミューズメント施設分野におきましては、既存のゲームセンター業態におけるプライズ等の運営強化により、国内既存店舗の売上高は前期比で103.1%と好調に推移いたしました。映像・玩具分野におきましては、TVシリーズとしては30年

ぶりの新作となる『ルパン三世』の番組販売が好調に推移したほか、劇場版『名探偵コナン 業火の向日葵（ひまわり）』がシリーズ最高の興行収入を記録いたしました。また、玩具につきましては『アンパンマン』シリーズや『ディズニーキャラクターマジカルポッド』などを中心に販売いたしました。

以上の結果、売上高は1,997億20百万円（前期比0.5%減）となりましたが、平成27年3月期に実施した構造改革施策の効果により、パッケージゲーム分野、アミューズメント機器分野、映像・玩具分野の収益性改善が進んだことなどから、営業利益は36億53百万円（前期は営業利益63百万円）となりました。

リゾート事業

リゾート事業におきましては、ホテルやゴルフ場、国際会議場等の機能を有する国内有数のリゾート『フェニックス・シーガイア・リゾート』において、『シェラトン・グランデ・オーシャンリゾート』の客室大規模改修工事等の効果により、堅調に推移いたしました。また、国内における初のライセンス施設として、『オービィ大阪』を平成28年1月に、中国における初のライセンス施設として『上海ジョイポリス』を平成28年2月にオープンいたしました。また、韓国における代表的観光企業であるParadise Co., Ltd.と当社の合弁会社であるPARADISE SEGASAMMY Co., Ltd.（当社持分法適用関連会社）が、韓国・仁川において、既存のカジノ施設の運営に取り組んでおります。

以上の結果、売上高は164億50百万円（前期比9.3%増）、営業損失は18億25百万円（前期は営業損失23億36百万円）となりました。

② 対処すべき課題

遊技機業界の市場環境、規制環境が大きく変革する中、引き続き低貸玉営業の普及や遊技人口の減少等により、パチンコホール運営者の経営状態が厳しさを増しております。遊技機事業におきましては、このような環境のもとで、従来に引き続き市場ニーズに応じた斬新なゲーム性を備えた製品の開発、供給に取り組み、市場販売シェアの維持、拡大を図ることが経営課題であると考えております。

エンタテインメントコンテンツ事業におきましては、国内デジタルゲーム市場における上位タイトルの優位性が増しており、将来的には中位下位タイトルの淘汰も予測されることから、既存主力タイトルを中心とした製品クオリティの最大化が求められている一方で、新たにセールスランキング上位入りする新作タイトルの開発・供給が求められております。また、成長が加速するアジア圏を中心とした海外デジタルゲーム市場への参入を実現することが経営課題であると考えて

おります。

また、パッケージゲーム分野、アミューズメント機器分野、アミューズメント施設分野、及び映像・玩具分野においても、構造改革の取り組みによる収益回復の効果を維持するだけでなく、更なる収益性の向上が経営課題であると考えております。

リゾート事業におきましては、将来的な統合型リゾート事業の本格化に備え、経営リソースの最適配分を進め先行投資を行いつつ、国内におけるリゾート施設や海外における統合型リゾートの開発、運営を通して、ノウハウの蓄積を進めることが経営課題であると考えております。

また、平成27年3月期より着手しているグループ構造改革におきましては、事業ポートフォリオの見直し等による収益性の改善を進めており、成長分野への投資を積極化することにより、成長軌道への回帰を果たすことが経営課題となっております。

③ 資金調達等についての状況

(1) 資金調達

当社は中長期の資金流動性の確保など、グループ全体のセーフティネット機能を目的に、取引金融機関との間で総額200億円のコミットメントライン契約を締結しております。

当連結会計年度における資金調達としましては、中長期の運転資金確保を目的に、取引金融機関等からの借入や公募普通社債の発行等により当社において400億円の調達を実施いたしました。

なお、当グループはグループ内資金の有効活用を目的としたキャッシュ・マネジメント・システムを導入しており、当社、サミー株式会社、株式会社セガホールディングス等の計15社で運用しております。

(2) 設備投資

当グループは、当連結会計年度において、280億46百万円の設備投資を実施いたしました。主な内訳としましては、遊技機事業における設備投資50億14百万円、エンタテインメントコンテンツ事業における設備投資178億67百万円、リゾート事業における設備投資50億45百万円であります。

(3) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割

平成27年4月1日付で、当社子会社である株式会社セガを分割会社とし、新設分割により株式会社セガホールディングス、株式会社セガ・インタラクティブ、株式会社セガ・ライブクリエイションを設立いたしました。

(4) 他の会社の事業の譲受け

当連結会計年度において、重要な該当事項はありません。

(5) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利・義務の承継

平成27年4月1日付で、当社子会社である株式会社セガは、株式会社セガネットワークスを吸収合併し、同日付で株式会社セガゲームスに商号変更いたしました。

(6) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分

当連結会計年度において、重要な該当事項はありません。

④ 直前三連結会計年度の財産及び損益の状況

区 分	期 別	第 9 期	第 10 期	第 11 期	第12期(当期)
		自平成24年4月1日 至平成25年3月31日	自平成25年4月1日 至平成26年3月31日	自平成26年4月1日 至平成27年3月31日	自平成27年4月1日 至平成28年3月31日
売上高	(百万円)	321,407	378,011	366,813	347,981
経常利益	(百万円)	20,914	40,531	16,879	16,409
親会社株主に帰属 する当期純利益又は は当期純損失(△)	(百万円)	33,460	30,721	△11,375	5,369
1株当たり 当期純利益又は は当期純損失(△)	(円)	137.14	126.42	△46.70	22.90
総資産	(百万円)	528,504	542,936	528,659	532,957
純資産	(百万円)	320,034	348,270	322,452	299,950

- (注) 1. 百万円単位の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
 2. 1株当たり当期純利益又は当期純損失(△)は期中平均株式数に基づいて算出しております。
 3. 「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成25年9月13日 企業会計基準第21号)等を適用し、当連結会計年度より、「当期純利益」を「親会社株主に帰属する当期純利益」としております。
 4. 当連結会計年度より、当社の一部の連結子会社において、製商品販売等の収益認識基準の変更及びデジタルゲーム分野の収益表示の変更を行っており、第11期の関連する主要な経営指標等について、遡及処理の内容を反映させた数値を記載しております。

⑤ 企業集団の主要な事業セグメント

当グループは遊技機事業、エンタテインメントコンテンツ事業並びにリゾート事業により構成されており、主な事業内容は次のとおりであります。

事業区分	主 な 事 業 内 容
遊技機事業	パチスロ遊技機及びパチンコ遊技機の開発・製造・販売
エンタテインメント コンテンツ事業	デジタルゲームを中核にパッケージゲーム、アミューズメント機器における開発・販売、アミューズメント施設の開発・運営やアニメーション映画の企画・制作・販売及び玩具等の開発・製造・販売
リゾート事業	統合型リゾート事業やその他施設事業におけるホテルやテーマパークの開発・運営

⑥ 企業集団の主要拠点等

(1) 当社の事業所

本社（東京都港区）

(2) 主要な子会社の事業所

- ・ サミー株式会社
本社（東京都豊島区）
川越工場（埼玉県川越市）
支店（8支店）
- ・ 株式会社セガホールディングス
本社（東京都品川区）
- ・ 株式会社セガゲームス
本社（東京都品川区）
六本木オフィス（東京都港区）
- ・ 株式会社セガ エンタテインメント
アミューズメント施設（194店舗）

(3) 企業集団の使用人の状況

従業員数（前期末比増減） 7,606名（282名減）

（注）従業員数は就業人員であり出向者を含んでおります。ただし臨時従業員は含まれておりません。

⑦ 重要な親会社及び子会社の状況

(1) 親会社の状況

該当事項はありません。

(2) 子会社の状況

会 社 名	資 本 金	出資比率	主 要 な 事 業 内 容
サミー株式会社	18,221百万円	100.0%	パチスロ・パチンコ遊技機の開発・製造・販売
株式会社セガホールディングス	44,092百万円	100.0%(注)2	セガグループの経営管理及びそれに付帯する業務
株式会社ロデオ	100百万円	65.0%(注)1	パチスロ遊技機の開発・製造・販売
タイヨーエレクトリック株式会社	100百万円	100.0%(注)1	パチスロ・パチンコ遊技機の開発・製造・販売
株式会社セガゲームス	100百万円	(注)1 100.0%(注)2 (注)3	携帯電話、PC、スマートデバイス、家庭用ゲーム機向けゲーム関連コンテンツの企画・開発・販売
株式会社セガ・インタラクティブ	100百万円	(注)1 100.0%(注)2	アミューズメントゲーム機器の開発・製造・販売等
株式会社セガ・ロジスティクスサービス	200百万円	100.0%(注)1	保守サービス・運輸・倉庫業
株式会社セガ エンタテインメント	100百万円	100.0%(注)1	アミューズメント施設の運営
株式会社ダーツライブ	10百万円	100.0%(注)1	ゲーム機器及びゲームソフトウェアの企画・開発・販売
Sega Amusements International Ltd.	26,485千\$gポンド	(注)1 100.0%(注)5	アミューズメント機器の輸入・製造・販売
Sega of America, Inc.	110,000千USドル	100.0%(注)1	ゲームソフトウェアの開発管理・販売
Sega Europe Ltd.	10,000千\$gポンド	100.0%(注)1	ゲームソフトウェアの販売
Sega Publishing Europe Ltd.	0千\$gポンド	100.0%(注)1	ゲームソフトウェアの販売
株式会社アトラス	10百万円	100.0%(注)1	ゲームソフトウェアの開発
株式会社サミーネットワークス	100百万円	100.0%(注)1	携帯電話、インターネット等を通じたゲーム・音楽関連コンテンツの企画・制作・販売
株式会社セガトイズ	100百万円	100.0%(注)1	玩具の開発・製造・販売

会 社 名	資 本 金	出資比率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社トムス・エンタテインメント	8,816百万円	100.0% (注)1	アニメーション映画の企画・制作・販売等
マーザ・アニメーションプラネット株式会社	100百万円	100.0% (注)1	コンピュータグラフィックスアニメーションの制作、アニメーション映画の企画・制作、ライセンス事業
日本マルチメディアサービス株式会社	100百万円	100.0%	情報提供サービス業、コールセンター、人材派遣業
株式会社セガ・ライブクリエイション	100百万円	100.0% (注)2	リゾート事業におけるエンタテインメント施設の企画・開発・運営
フェニックスリゾート株式会社	93百万円	100.0%	ホテル、スパ、ゴルフ場、レストラン、国際会議場等のリゾート施設運営
SEGA SAMMY BUSAN INC.	124,000百万ウォン	100.0% (注)1	ホテル、エンタテインメント、商業施設等からなる複合施設の開発・運営
セガサミークリエイション株式会社	10百万円	100.0%	カジノ機器の開発・製造・販売

(注) 1. 出資比率には間接保有を含んでおります。

- 平成27年4月1日付で、当社子会社である株式会社セガを分割会社とし、新設分割により株式会社セガホールディングス、株式会社セガ・インタラクティブ、株式会社セガ・ライブクリエイションを設立いたしました。
- 平成27年4月1日付で、当社子会社である株式会社セガは、株式会社セガネットワークスを吸収合併し、同日付で株式会社セガゲームスに商号変更いたしました。
- 前連結会計年度に当社の連結子会社であった株式会社インデックスは、全株式を売却したことにより、連結の範囲から除外しております。
- 平成27年7月1日付で、当社子会社であるSega Amusements Europe Ltd. は、Sega Amusements International Ltd. に商号変更いたしました。

(3) 当事業年度末日における特定完全子会社の状況

特定完全子会社の名称	特定完全子会社の住所	帳簿価額の合計額
サミー株式会社	東京都豊島区東池袋3-1-1	153,163百万円
株式会社セガホールディングス	東京都品川区東品川1-39-9	126,945百万円

(注) 当社の総資産額は437,432百万円となります。

⑧ 主要な借入先及び借入額

借 入 先	借 入 金 残 高
株式会社三菱東京UFJ銀行	14,925百万円
株式会社りそな銀行	7,850百万円
株式会社あおぞら銀行	7,723百万円
株式会社みずほ銀行	5,636百万円
株式会社三井住友銀行	5,140百万円
株式会社横浜銀行	4,163百万円
三菱UFJ信託銀行株式会社	3,830百万円
三井住友信託銀行株式会社	2,850百万円
株式会社新生銀行	2,850百万円
株式会社北陸銀行	2,800百万円
その他	5,129百万円
合 計	62,898百万円

(注) 上記のほか、株式会社三井住友銀行引受の私募債33,000百万円、株式会社三菱東京UFJ銀行引受の私募債3,200百万円の残高があります。

⑨ 剰余金の配当等を取締役会が決定する旨の定款の定めがあるときの権限の行使に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要課題として位置づけ、利益に応じた適正な配当を行うことを基本方針としております。

当事業年度の剰余金の配当につきましては、安定的な配当を実現すべく、中間配当は1株当たり20円を実施しており、期末配当は1株当たり20円としております。

また、内部留保金の用途につきましては、財務体質と経営基盤の強化及び事業拡大に伴う投資等に有効活用していく方針であります。

⑩ その他企業集団の現況に関する重要事項

当連結会計年度において、重要な該当事項はありません。

2. 株式に関する事項

- ① 発行可能株式総数 800,000,000株
- ② 発行済株式の総数 266,229,476株
- ③ 株主数 90,768名
- ④ 上位10名の株主

株 主 名	当 社 へ の 出 資 状 況	
	持 株 数 (株)	持 株 比 率 (%)
里 見 治	31,869,338	13.59
有限会社エフエスシー	12,972,840	5.53
株式会社HS Company	11,750,000	5.01
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社 (信託口)	6,904,000	2.94
日本マスタートラスト 信託銀行株式会社 (信託口)	5,603,300	2.39
BNYM TREATY DTT 15	4,422,581	1.88
GOLDMAN, SACHS& CO. REG	3,659,884	1.56
CBNY - ORBIS SICAV	3,574,159	1.52
JP MORGAN CHASE BANK 385174	3,167,000	1.35
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社 (信託口9)	3,155,600	1.34

(注) 持株比率は、自己株式 (31,834,807株) を控除して計算しております。

3. 当社の新株予約権等に関する事項

- ① 当事業年度末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権の内容の概要

取締役会決議日	平成24年7月31日
保有人数 当社取締役	6名
新株予約権の数（注）1	1,755個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	175,500株
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（1株当たり）	1,686円
新株予約権の行使期間	平成26年9月2日～平成28年9月1日
新株予約権の主な行使条件	（注）2
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡をするときは、当社取締役会の承認を得るものとする。

- （注）1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は100株であります。なお、上記は、取締役就任前に付与されたものを含んでおります。
2. 新株予約権の行使の条件は下記のとおりであります。
- 対象者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員、相談役、顧問もしくは従業員の地位にあることを要する。ただし、次に規定する場合はこの限りではない。
- ア. その地位の喪失が任期満了または法令等または当社もしくは当社子会社の定款の変更による退任に基づく場合
- イ. その地位の喪失が定年退職、事業縮小等による解雇等の会社規程に基づく事由による場合
- ウ. 会社都合による地位の喪失後、ただちに当社その他当社のグループ会社や取引先その他当社が承諾する会社の取締役、監査役、執行役員、相談役、顧問または従業員の地位を取得した場合

- ② 当事業年度中に当社使用人、子会社役員及び使用人に対して職務執行の対価として交付された新株予約権の内容の概要
- 該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

① 取締役及び監査役（平成28年3月31日現在）

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
里見 治	代表取締役会長兼社長 兼グループ構造改革本部長	サミー株式会社代表取締役会長、 株式会社セガホールディングス代表取締役会長
鶴見 尚也	代表取締役専務 事業開発室、関連事業部管掌	株式会社セガホールディングス取締役副会長
深澤 恒一	取締役 グループ代表室、財務経理本部、 総務本部、グループ法務統括室管掌 兼グループ構造改革本部副本部長	
里見 治紀	取締役	サミー株式会社代表取締役副社長、 株式会社セガホールディングス代表取締役副社長
青木 茂	取締役	サミー株式会社代表取締役社長
岡村 秀樹	取締役	株式会社セガホールディングス代表取締役社長
小口 久雄	取締役	
岩永 裕二	取締役	弁護士
夏野 剛	取締役	
嘉指 富雄	常勤監査役	
平川 壽男	監査役	サミー株式会社常勤監査役
阪上 行人	監査役	株式会社セガホールディングス常勤監査役
榎本 峰夫	監査役	株式会社セガホールディングス監査役、 弁護士

- (注) 1. 取締役のうち岩永裕二、夏野剛の両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 常勤監査役の嘉指富雄、監査役のうち平川壽男及び榎本峰夫の3氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 当社は、東京証券取引所に対して、取締役の岩永裕二・夏野剛、常勤監査役の嘉指富雄、監査役の平川壽男・榎本峰夫の5氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。
4. 当社では、スピーディーな経営意思決定、業務執行の監督強化、業務執行機能の強化を目的として、執行役員制度を導入しております。執行役員は8名で、グループ法務統括室長中原徹、専務取締役付 松永裕文、グループ内部統括室長兼グループCSR推進室長兼内部監査室長 石倉博、グループ代表室長兼グループ構造改革本部付 菊地誠一郎、総務本部長高橋公一、財務経理本部長 大脇洋一、総務本部付 秋庭孝俊・上田晃一郎で構成されております。

- 平成28年4月1日以降の取締役の地位及び担当、重要な兼職の異動は次のとおりです。取締役 深澤恒一は、平成28年4月1日付で企画本部、財務経理本部、総務本部、グループ法務統括室管掌兼グループ構造改革本部副本部長に就任いたしました。また、同日付で取締役 里見治紀がサミー株式会社代表取締役社長に、取締役 青木茂がサミー株式会社代表取締役副会長にそれぞれ就任いたしました。
- 平成28年4月1日以降の執行役員は次の8名で、グループ法務統括室長 中原徹、企画本部長兼グループ構造改革本部付 高橋真、グループ内部統制室長兼グループCSR推進室長兼内部監査室長 石倉博、財務経理本部長 大脇洋一、総務本部長 加藤貴治、総務本部付 秋庭孝俊・上田晃一郎・菊地誠一郎で構成されております。

② 役員の報酬等の総額

区 分	支 給 人 数	報 酬 等 の 額
取 締 役 (うち社外取締役)	10人 (2人)	535百万円 (32百万円)
監 査 役 (うち社外監査役)	2人 (2人)	26百万円 (26百万円)
合 計	12人	562百万円

- (注) 1. 取締役(社外取締役を除く)の報酬等の額には支給予定の役員賞与123百万円を含めております。
2. 上記取締役数には、平成27年6月17日開催の定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名が含まれております。
3. 取締役の報酬限度額は、平成24年6月19日開催の定時株主総会において1,000百万円と決議されております。
4. 監査役の報酬限度額は、平成16年6月25日開催のサミー株式会社定時株主総会及び平成16年6月29日開催の株式会社セガ定時株主総会において50百万円と決議されております。

③ 責任限定契約に関する事項

当社は、平成27年6月17日開催の第11期定時株主総会で定款を変更し、責任限定契約を締結することができる対象を、取締役(業務執行取締役等であるものを除く)、監査役に変更いたしました。

当該定款に基づき当社が各取締役(業務執行取締役等であるものを除く)及び各監査役と締結した責任限定契約の内容の概要は、次のとおりであります。
(責任限定契約の内容の概要)

会社法第423条第1項の賠償責任について、悪意または重大な過失があった場合を除き、法令に定める最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度とする。

④ 社外役員に関する事項

(1) 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
社外取締役	岩永裕二	当事業年度の取締役会に15回中15回（内定時取締役会12回中12回）出席し、主に弁護士としての専門的見地及び経営的見識等から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・公正性を確保するための提言等を行っております。
社外取締役	夏野剛	当事業年度の取締役会に15回中14回（内定時取締役会12回中12回）出席し、主に経営的見識等から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・公正性を確保するための提言等を行っております。
社外監査役	嘉指富雄	当事業年度の取締役会に15回中15回（内定時取締役会12回中12回）出席し、主に経営的見識等から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・公正性を確保するための提言等を行っております。 また、当事業年度の監査役会に14回中14回出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
社外監査役	平川壽男	当事業年度の取締役会に15回中15回（内定時取締役会12回中12回）出席し、主に経営的見識等から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・公正性を確保するための提言等を行っております。 また、当事業年度の監査役会に14回中14回出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
社外監査役	榎本峰夫	当事業年度の取締役会に15回中15回（内定時取締役会12回中12回）出席し、主に弁護士としての専門的見地及び経営的見識等から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・公正性を確保するための提言等を行っております。 また、当事業年度の監査役会に14回中13回出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

(2) 社外役員の報酬等の総額

	支給人数	報酬等の額	内、子会社からの役員報酬等
社外役員の報酬等の総額	5人	81百万円	22百万円

5. 会計監査人に関する事項

① 名称
有限責任 あずさ監査法人

② 会計監査人の責任限定契約に関する事項

当社は、平成18年6月20日開催の第2期定時株主総会で定款を変更し、会計監査人の責任限定契約に関する規定を設けておりますが、当該規定に基づく会計監査人の有限責任 あずさ監査法人との責任限定契約は締結しておりません。

③ 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る報酬等の額	140百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	338百万円

- (注) 1. 当社の子会社であるSega Europe Ltd.等は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。
2. 当社監査役会は、会計監査人の監査計画及び昨年への報酬実績などを確認し、検討した結果会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

④ 解任又は不再任の決定の方針

当社は、会社法第340条第1項各号に定める会計監査人の解任のほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、当該会計監査人の解任又は不再任を株主総会の目的といたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要 (業務の適正を確保するための体制)

当社は、会社法に基づき、内部統制システムの整備に関する基本方針を以下のとおり決定し、その整備に努めております。

(1) 当該株式会社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

法令等の遵守があらゆる企業活動の前提となることを徹底するため、企業が社会の一員として果たすべき社会的責任の根本方針及びその一部を成すコンプライアンス体制確立の基礎として、グループCSR憲章及びグループ行動規範並びにグループ・マネジメントポリシー及びガイドライン（以下「グループ理念・規範」と総称する）を制定し、代表取締役が繰り返しその精神を役職員に伝える。

更に、会社の業務執行が全体として適正かつ健全に行われるために、取締役会は企業統治を一層強化する観点から、グループ全体を統一的に管理するために定めたグループ・マネジメントポリシー、及びグループ全体の管理運用標準を示すガイドラインに基づき、実効性のある内部統制システムの構築と会社による全体としての法令遵守の体制の確立に努める。

また、監査役会はこの内部統制システムの有効性と機能を監査するとともに、定期的に検証をすることで課題の早期発見と是正に努めることとする。

反社会的勢力による経営への関与の防止のために、グループ行動規範に反社会的勢力との一切の関係を排除する旨を明記するとともに、グループとして契約書へのいわゆる暴排条項の組み込み、取引先が反社会的勢力に該当するか否かのチェックシステムのほか、反社会的勢力からの接触を受けた時は、適宜に警察・弁護士等を含め外部機関と連携して組織的に対処する体制を整備する。

(2) 当該株式会社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

代表取締役は、管理部門を管掌する取締役を、取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する全社的な統括責任者として任命し、社内規程等に基づき、職務の執行に係る情報を文書又は電磁的媒体にて記録し、取締役、監査役が適切に閲覧可能な検索性の高い状態で保存・管理する。

企業秘密その他情報等を適切に管理するため、情報管理及びITセキュリティに関する方針、並びにITセキュリティに関するガイドラインを制定し、その周知徹底と遵守の推進を図ることとする。

(3) 当該株式会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社の業務執行に係るリスクに関して、各関係部門においてそれぞれ予見されるリスクの分析と識別を行い、リスク管理体制を明確化するとともに、内部監査部門が各部署毎のリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に経営上の意思決定機関、執行及び監督にかかる経営管理組織に報告する。

緊急対応を含め経営の内外に潜在する重要リスクを把握し適切に管理するために、グループ・マネジメントポリシー及びガイドラインの一つとしてリスクマネジメントに関する方針及び危機管理ガイドラインを制定するとともに、当グループに重大な影響を与えると予測される事態が発生した場合は、当社及びグループ会社の危機対策組織が連携して対策を協議し、迅速かつ適切な対応を取る。

(4) 当該株式会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行が効率的に行われるための体制として、迅速かつ適正な意思決定を当グループの事業に精通した社内役員により行うために監査役制度を採用しつつ、取締役会規程等に基づく職務権限・意思決定に関する規則により適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制を取る。

(5) 当該株式会社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、使用人が法令定款その他社内規則及び社会通念などに対し適正に行動するためのグループ・コンプライアンス施策の推進を図ることとする。これらの施策は、行動基準としてのグループ理念・規範を基礎とするものでなければならない。

使用人が、法令定款違反、社内規則違反あるいは社会通念に違反する行為などが行われていることを知り得た場合に内部通報として通報できる体制、並びに、その責任者が重要な案件について遅滞なく取締役会及び監査役会に報告する体制を確立する。

内部通報者の秘密は保護されるものとし、また通報者は通報により不利な扱いを受けないものとする。透明性を維持した的確な対処の体制の一環として、業務上の報告経路のほか社外の弁護士等を受付窓口とする内部通報窓口を整備する。

(6) 次に掲げる体制その他の当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当該株式会社の子会社の取締役、執行役、業務を執行する役員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者（以下③、④において「取締役等」という）の職務の執行に係る事項の当該株式会社への報告に関する体制

当社の役職員がグループ会社の取締役、監査役を兼務することにより、当該兼務役員により、グループ会社情報が当該株式会社に報告、共有される体制を取る。

それとともに、当社とグループ会社との間の関係会社管理規程の縦の連鎖に基づく重要事項の伝達、報告、共有、内部通報案件の情報共有、経理不正・誤謬案件の報告、情報共有がなされる体制を取る。ただし、内部通報者の秘密は保護されるものとし、また通報者は通報により不利な扱いを受けないものとする。

その他、当社にグループ・コンプライアンス連絡会議、グループ監査役連絡会等を設置し、企業集団に内在する諸問題又は重大なリスクを伴う統制事項を取り上げるとともに、グループ全体の利益の観点から当社内部監査担当部門による監査を行い、可能な限り企業集団における情報の共有と業務執行の適正を確保することに努める。

- ② 当該株式会社の子会社の損失の危険の管理に関する体制

当社が定めたグループ共通の重点項目や施策に関し、グループ会社各社に取り組ませるとともに、その会社規模、性質、業態等を考慮して、それぞれの子会社特有のリスク管理に当たらせる。

- ③ 当該株式会社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社と同様、グループ会社においても、取締役の職務の執行が効率的に行われるための体制として、迅速かつ適切な意思決定を当グループの事業に精通した社内役員により行うために監査役制度を採用しつつ、取締役会規程等に基づく職務権限・意思決定に関する規則により適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制を取るが、その会社規模、性質、業態等を考慮して体制を決める。

- ④ 当該株式会社の子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社と同様、グループ会社の取締役会に、法令等の遵守、企業が社会の一員として果たすべき社会的責任の根本方針の大切さを基礎として、グループ理念・規範に適合するようコンプライアンス体制を整備させる。

- (7) 当該監査役設置会社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の当該監査役設置会社の取締役からの独立性に関する事項、当該監査役設置会社の監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役会に直属する組織として監査役室を設け、監査役室に所属する使用人は監査役の指揮命令のもとに監査役の職務を補助する。

監査役の職務を補助する使用人は、原則として専属の使用人とし、取締役の指揮・監督を受けない。ただし、やむを得ない場合は、執行側との兼務使用人をもって当てる。兼務使用人については、とくに独立性に配慮する。当該使用人の任命、解任、人事異動、人事評価、懲戒処分、賃金の改定等には監査役会の事前の同意を必要とする。

- (8) 次に掲げる体制その他の当該監査役設置会社の監査役への報告に関する体制

- ① 当該監査役設置会社の取締役及び会計参与並びに使用人が当該監査役設置会社の監査役に報告するための体制

当社の取締役及び使用人は、職務執行に関して重大な法令・定款違反若しくは不正行為の事実、又は会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときは、遅滞なく監査役会に報告しなければならない。事業・組織に重大な影響を及ぼす決定、内部監査の実施結果についてもまた同様とする。

- ② 当該監査役設置会社の子会社の取締役、会計参与、監査役、執行役、業務を執行する社員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当該監査役設置会社の監査役に報告をするための体制

グループ会社の取締役、監査役、執行役員及び使用人等又はこれらの者から報告を受けた者は、職務執行に関して重大な法令・定款違反若しくは不正行為の事実、又は会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときは、遅滞なく当社監査役会に報告しなければならない。事業・組織に重大な影響を及ぼす決定、内部監査の実施結果についてもまた同様とする。

当社監査役は、いわゆるグループ経営重視の観点から、グループ会社の監査役が業務執行側からの報告の受け手、仲介者となるよう、体制の整備に努めるものとする。

- (9) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制
前号の報告者は、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないものとする。当該不利益な取扱いは懲罰の対象となる。
- (10) 当該監査役設置会社の監査役の職務の執行について生じる費用の前払又は償還の
手続その他の当該職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
当社は、監査役会又は常勤監査役からの求めに応じ、社内規程に基づき、監査役の職務の執行について生じる費用の負担を行う。第11号規定の外部アドバイザーの活用の費用等も、これに含まれる。
- (11) その他当該監査役設置会社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
代表取締役は、監査役との定期的な会合を持ち、業務報告とは別に会社運営に関する意見の交換のほか、意思の疎通を図るものとする。
取締役会は、業務の適正を確保する上で重要な業務執行の会議への監査役の出席を確保する。
監査役会は、独自に必要なに応じて、弁護士、公認会計士その他の外部アドバイザーを活用し、監査役業務に関する助言を受ける機会を保障されるものとする。

(業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要)

当社の前記基本方針についての運用状況の概要は、以下のとおりであります。

- (1) コンプライアンス
- ① 当社及び当グループ役員に対し、新任役員、既存役員に分けて毎期コンプライアンス研修会を開催しております。また、当社取締役に対しては役員研修(当期はコーポレート・ガバナンス、コンプライアンス分野のテーマ各1回)を実施しております。
 - ② コンプライアンス、リスク管理等内部統制上の重要課題と関連施策の共有の場として、グループ・コンプライアンス連絡会議を設置しており、当期は2回開催するとともに、その主な内容についてグループ主要各社の取締役会等でフィードバックを行っております。
 - ③ コンプライアンス体制の強化のため、年度ごとに社会的要請事項やグループ内の課題の中からグループ共通のコンプライアンス重点項目を設定し、グループ研修を実施いたしました(2回)。また、グループ社員のコンプライアンス意識や知識の向上のため「コンプライアンス推進運動」を継続実施しております。

- ④ 反社会的勢力排除の取組みとして、取引先が反社会的勢力に該当するか否かのチェックシステムをグループ全体に導入し、その運用をサポートしております。
- ⑤ 法令違反等の不祥事の早期発見及び発生防止のため、内部通報制度を制定しております（通称：企業倫理ホットライン）。社内外に通報窓口を設置するとともに、積極的に社員への周知活動を行っております。
- ⑥ 当社内部監査担当部門は、当社及び当グループ各社を対象とした内部監査を実施しております。また、当グループ各社の内部監査部門との間で監査情報の共有や相互の連携強化を深めるなど内部監査体制の更なる充実を図っております。

(2) リスク管理

当社及び当グループ各社では、経営の内外に潜在する重要なリスクを洗い出し、対処すべき課題を明確化して、会社の事業遂行並びに経営資源の損失低減、再発防止に取り組んでおります。

(3) 監査役監査の実効性

- ① 内部統制上の監査役への情報提供の強化を補完するものとして、監査役及び会計監査人等にて構成される「ホールディングス監査連絡会」、監査役と内部監査部門にて監査の進捗状況及び情報交換等を行う「監査役・内部監査室連絡会」、当グループ常勤監査役全員で構成する「グループ監査役連絡会」を開催しております（当期実績は、各9回、12回、3回）。
- ② 当社では、兼任の監査役補助使用人を置いて、監査役の職務を補助させております。

(連結計算書類)

連結貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部		負債の部	
流動資産	302,292	流動負債	105,990
現金及び預金	141,316	支払手形及び買掛金	33,011
受取手形及び売掛金	55,612	短期借入金	14,002
有価証券	48,401	1年内償還予定の社債	14,200
商品及び製品	6,971	未払法人税等	2,536
仕掛品	17,382	未払費用	15,467
原材料及び貯蔵品	10,123	賞与引当金	4,608
未収還付法人税等	3,735	役員賞与引当金	606
繰延税金資産	6,286	事業再編引当金	136
その他	13,143	解体費用引当金	391
貸倒引当金	△681	資産除去債務	30
固定資産	230,664	繰延税金負債	34
有形固定資産	101,080	その他	20,964
建物及び構築物	35,216	固定負債	127,015
機械装置及び運搬具	6,229	社債	52,000
アミューズメント施設機器	11,385	長期借入金	48,895
土地	38,742	退職給付に係る負債	3,906
建設仮勘定	1,977	繰延税金負債	3,258
その他	7,529	再評価に係る繰延税金負債	640
無形固定資産	24,817	資産除去債務	3,952
れん	12,201	解体費用引当金	2,368
その他	12,616	その他	11,993
投資その他の資産	104,765	負債合計	233,006
投資有価証券	76,504	純資産の部	
長期貸付金	703	株主資本	288,105
敷金及び保証金	12,727	資本金	29,953
繰延税金資産	674	資本剰余金	118,404
その他	14,705	利益剰余金	194,505
貸倒引当金	△549	自己株式	△54,758
		その他の包括利益累計額	6,628
		その他有価証券評価差額金	11,494
		繰延ヘッジ損益	△40
		土地再評価差額金	△4,600
		為替換算調整勘定	△876
		退職給付に係る調整累計額	651
		新株予約権	801
		非支配株主持分	4,415
資産合計	532,957	純資産合計	299,950
		負債純資産合計	532,957

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(自 平成27年4月1日
至 平成28年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		347,981
売 上 原 価		220,609
売 上 総 利 益		127,372
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		109,754
営 業 利 益		17,617
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	463	
受 取 配 当 金	923	
投 資 事 業 組 合 運 用 益	223	
為 替 差 益	58	
償 却 債 権 取 立 益	159	
そ の 他	1,362	3,190
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	921	
持 分 法 に よ る 投 資 損 失	338	
売 上 割 引	2	
支 払 手 数 料	204	
投 資 事 業 組 合 運 用 損	236	
店 舗 解 約 違 約 金	2	
社 債 発 行 費	41	
固 定 資 産 除 却 損	481	
和 解 金	3	
複 合 金 融 商 品 評 価 損	1,127	
そ の 他	1,037	4,398
経 常 利 益		16,409

(単位：百万円)

科 目	金	額
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	68	
関 係 会 社 株 式 売 却 益	16	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	123	
関 係 会 社 清 算 益	306	
新 株 予 約 権 戻 入 益	14	
解 体 費 用 引 当 金 戻 入 益	523	
そ の 他	244	1,297
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	72	
減 損 損 失	1,329	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	19	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	568	
早 期 割 増 退 職 金	1,956	
事 業 再 編 損	1,220	
そ の 他	523	5,691
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		12,015
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	4,040	
法 人 税 等 調 整 額	2,354	6,395
当 期 純 利 益		5,620
非 支 配 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益		251
親 会 社 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益		5,369

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(自 平成27年4月1日
至 平成28年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本計 合
当 期 首 残 高	29,953	119,282	198,924	△49,335	298,824
会計方針の変更による 累 積 的 影 響 額			△220		△220
会計方針の変更を反映した 当 期 首 残 高	29,953	119,282	198,704	△49,335	298,604
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△9,436		△9,436
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			5,369		5,369
連結子会社の決算期変更 に 伴 う 増 減			△129		△129
自 己 株 式 の 取 得				△5,549	△5,549
自 己 株 式 の 処 分		14		127	141
連 結 範 囲 の 変 動			△1		△1
持分法の適用範囲の変動			△0		△0
連結子会社株式の取得に よる 持 分 の 増 減		△892			△892
連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額 合 計	-	△877	△4,198	△5,422	△10,499
当 期 末 残 高	29,953	118,404	194,505	△54,758	288,105

	その他の包括利益累計額					
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計
当期首残高	17,794	10	△4,699	3,414	2,206	18,726
会計方針の変更による 累積的影響額						
会計方針の変更を反映した 当期首残高	17,794	10	△4,699	3,414	2,206	18,726
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当						
親会社株主に帰属する 当期純利益						
連結子会社の決算期変更 に伴う増減						
自己株式の取得						
自己株式の処分						
連結範囲の変動						
持分法の適用範囲の変動						
連結子会社株式の取得に よる持分の増減						
株主資本以外の項目の連結会計 年度中の変動額（純額）	△6,300	△50	99	△4,290	△1,554	△12,097
連結会計年度中の 変動額合計	△6,300	△50	99	△4,290	△1,554	△12,097
当期末残高	11,494	△40	△4,600	△876	651	6,628

(単位：百万円)

	新株 予約権	非支配株主 持分	純資 産計
当 期 首 残 高	832	4,289	322,673
会計方針の変更による 累 積 的 影 響 額			△220
会計方針の変更を反 映した当期首残高	832	4,289	322,452
連結会計年度中の変動額			
剰 余 金 の 配 当			△9,436
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			5,369
連結子会社の決算期変更 に 伴 う 増 減			△129
自 己 株 式 の 取 得			△5,549
自 己 株 式 の 処 分			141
連 結 範 囲 の 変 動			△1
持分法の適用範囲の変動			△0
連結子会社株式の取得に よる持分の増減			△892
株主資本以外の項目の連結会計 年度中の変動額(純額)	△31	126	△12,003
連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額 合 計	△31	126	△22,502
当 期 末 残 高	801	4,415	299,950

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

平成28年5月12日

セガサミーホールディングス株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	櫻井清幸	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	宮木直哉	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	丸田健太郎	Ⓔ

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、セガサミーホールディングス株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、セガサミーホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(計算書類)

貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	66,998	流 動 負 債	30,207
現 金 及 び 預 金	22,890	1 年 内 返 済 長 期 借 入 金	7,400
売 掛 金	425	1 年 内 償 還 予 定 の 社 債	6,600
有 価 証 券	28,001	未 払 金	5,736
前 払 費 用	260	未 払 法 人 税 等	8
関 係 会 社 短 期 貸 付 金	7,329	未 払 費 用	358
未 収 入 金	6,166	預 り 金	9,615
未 収 還 付 法 人 税 等	1,636	前 受 収 益	21
繰 延 税 金 資 産	51	賞 与 引 当 金	136
そ の 他	235	役 員 賞 与 引 当 金	123
固 定 資 産	370,434	そ の 他	207
有 形 固 定 資 産	5,912	固 定 負 債	94,533
建 物	834	社 債 債	44,600
構 築 物	624	長 期 借 入 金	45,588
機 械 及 び 装 置	1	退 職 給 付 引 当 金	65
航 空 機	2,295	資 産 除 去 債 務	43
車 両 運 搬 具	51	繰 延 税 金 負 債	3,906
工 具 、 器 具 及 び 備 品	687	そ の 他	328
土 地	1,418	負 債 合 計	124,740
無 形 固 定 資 産	31	純 資 産 の 部	
ソ フ ト ウ ェ ア	29	株 主 資 本	303,626
そ の 他	1	資 本 金	29,953
投 資 そ の 他 の 資 産	364,489	資 本 剰 余 金	192,244
投 資 有 価 証 券	29,780	資 本 準 備 金	29,945
関 係 会 社 株 式	314,712	そ の 他 資 本 剰 余 金	162,299
関 係 会 社 出 資 金	449	利 益 剰 余 金	136,472
関 係 会 社 長 期 貸 付 金	19,034	そ の 他 利 益 剰 余 金	136,472
長 期 貸 付 金	24	繰 越 利 益 剰 余 金	136,472
長 期 前 払 費 用	56	自 己 株 式	△55,043
そ の 他	3,650	評 価 ・ 換 算 差 額 等	8,263
貸 倒 引 当 金	△3,219	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	8,263
		新 株 予 約 権	801
資 産 合 計	437,432	純 資 産 合 計	312,691
		負 債 純 資 産 合 計	437,432

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(自 平成27年 4月 1日)
(至 平成28年 3月 31日)

(単位：百万円)

科 目	金	額
営 業 収 益		
経 営 指 導 料	4,727	
受 取 配 当 金	8,010	12,737
営 業 費 用		
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	6,551	6,551
営 業 利 益		6,186
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	390	
有 価 証 券 利 息	219	
受 取 配 当 金	807	
投 資 事 業 組 合 運 用 益	45	
固 定 資 産 運 用 収 入	136	
そ の 他	53	1,653
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	268	
社 債 利 息	327	
支 払 手 数 料	184	
社 債 発 行 費	41	
投 資 事 業 組 合 運 用 損	74	
複 合 金 融 商 品 評 価	364	
そ の 他	52	1,313
経 常 利 益		6,526
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	99	
新 株 予 約 権 戻 入 益	14	
そ の 他	11	124
特 別 損 失		
関 係 会 社 支 援 損	130	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	3,212	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	696	4,038
税 引 前 当 期 純 利 益		2,612
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	△282	
法 人 税 等 調 整 額	△46	△329
当 期 純 利 益		2,941

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 平成27年4月1日
至 平成28年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本			
	資 本 剰 余 金			
	資 本 金	資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資本剰余金合計
当 期 首 残 高	29,953	29,945	162,285	192,230
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				
当 期 純 利 益				
自 己 株 式 の 取 得				
自 己 株 式 の 処 分			14	14
当 期 変 動 額 合 計	-	-	14	14
当 期 末 残 高	29,953	29,945	162,299	192,244

	株 主 資 本			
	利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
	そ の 他 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計		
当 期 首 残 高	142,966	142,966	△49,621	315,529
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当	△9,436	△9,436		△9,436
当 期 純 利 益	2,941	2,941		2,941
自 己 株 式 の 取 得			△5,549	△5,549
自 己 株 式 の 処 分			127	141
当 期 変 動 額 合 計	△6,494	△6,494	△5,421	△11,902
当 期 末 残 高	136,472	136,472	△55,043	303,626

	評価・換算差額等		新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
当 期 首 残 高	14,890	14,890	832	331,252
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				△9,436
当 期 純 利 益				2,941
自 己 株 式 の 取 得				△5,549
自 己 株 式 の 処 分				141
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△6,627	△6,627	△31	△6,658
当 期 変 動 額 合 計	△6,627	△6,627	△31	△18,560
当 期 末 残 高	8,263	8,263	801	312,691

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

平成28年5月12日

セガサミーホールディングス株式会社
取締役会 御 中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	櫻 井 清 幸	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	宮 木 直 哉	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	丸 田 健 太 郎	Ⓔ

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、セガサミーホールディングス株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第12期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第12期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任 あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月13日

セガサミーホールディングス株式会社 監査役会
常勤監査役（社外監査役） 嘉 指 富 雄 ㊟
社外監査役 平 川 壽 男 ㊟
監 査 役 阪 上 行 人 ㊟
社外監査役 榎 本 峰 夫 ㊟

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 当社が、持株会社として支配、管理を行うため、当グループに新たに参画した会社の事業目的及び当社子会社において新たに追加された事業目的を、当社の事業目的に追加するなど、所要の変更を行うものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）の施行による会社法条文の項数の変更に伴い、補欠監査役の選任を定めた現行定款第40条第3項において引用する条項に所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

(下線は変更部分であります。)

現行定款	変更案
第1条 (条文を省略)	第1条 (現行どおり)
(目的)	(目的)
第2条 当社は、次の事業を営む会社およびこれに相当する事業を営む会社の株式を保有することにより、当該会社の事業活動を支配、管理ならびにそれに付帯する業務を行うことを目的とする。	第2条 (現行どおり)
(1) }	(1) }
(8) }	(8) }
(9) 宝石、貴金属、古物品、カメラ、文具、書籍、雑誌、楽器、スポーツ用品、日曜大工用品、園芸用品、肥料、飼料、土壤改良剤、自動車、自動車部品、自動車用品、自転車、食品、健康補助食品、特定保健用食品、酒類、清涼飲料水、 <u>たばこ</u> 、日用品雑貨、防犯、防火、防災用緊急連絡システム機器、産業廃棄物(生ゴミ)の処理機器、太陽光発電機、食品加工機器の企画、開発、製造、販売ならびに輸出入	(9) 宝石、貴金属、古物品、カメラ、文具、書籍、雑誌、楽器、スポーツ用品、日曜大工用品、園芸用品、 <u>園芸用樹木、草木類、園芸用材料および生花</u> 、肥料、飼料、土壤改良剤、自動車、自動車部品、自動車用品、自転車、食品、 <u>医薬品</u> 、健康補助食品、特定保健用食品、酒類、清涼飲料水、日用品雑貨、防犯、防火、防災用緊急連絡システム機器、産業廃棄物(生ゴミ)の処理機器、太陽光発電機、食品加工機器の企画、開発、製造、販売ならびに輸出入
(10) }	(10) }
(34) }	(34) }
(35) 造園工事業、森林管理業	(35) 造園工事業、森林管理業、 <u>植栽管理業</u>
(36) }	(36) }
(51) }	(51) }
(52) 不動産の売買、賃貸、管理および仲介	(52) 不動産の売買、賃貸、 <u>清掃業務</u> および仲介

現 行 定 款	変 更 案
(53) } (条文を省略)	(53) } (現行どおり)
(58) (新設)	(58) (59) <u>印刷・製本、事務用品および備品の調達・管理ならびにファイリング、OA機器操作、一般事務処理および会計事務の代行業務</u>
(新設)	(60) <u>たばこ、塩、切手、収入印紙の販売、その代理、仲介業</u>
(新設)	(61) <u>鍼、灸、マッサージ業</u>
(新設)	(62) <u>事務所セキュリティシステムの保守・管理</u>
(新設)	(63) <u>自動車運行管理受託およびそのコンサルティングに関する業務</u>
(新設)	(64) <u>ごみ収集、処理業</u>
(新設)	(65) <u>各種ソフトウェアおよびハードウェア関連機器のデバッグ業務</u>
(新設)	(66) <u>製造ライン請負事業</u>
(59) 前各号に掲げる事業を営む会社およびこれに相当する事業を営む会社の株式を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理する業務	(67) (現行どおり)
2. (条文を省略)	2. (現行どおり)
第3条 } (条文を省略)	第3条 } (現行どおり)
第39条	第39条
(監査役の任期)	(監査役の任期)
第40条 (条文を省略)	第40条 (現行どおり)
2. (条文を省略)	2. (現行どおり)
3. 会社法第329条第2項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。	3. 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
4. (条文を省略)	4. (現行どおり)
第41条 } (条文を省略)	第41条 } (現行どおり)
第55条	第55条

第2号議案 取締役8名選任の件

当社取締役全員（9名）は本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役8名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況、当社における地位及び担当	所有する 当社の株式数
1	さとみ はじめ 里見 治 (昭和17年1月16日生)	昭和55年3月 サミー工業(株) (現 サミー(株)) 代表取締役社長 平成15年11月 (株)サミーネットワークス取締役会長 平成16年2月 (株)セガ (現 (株)セガゲームス) 代表取締役会長 平成16年5月 (一社)日本アミューズメントマシン工業協会 (現 (一社)日本アミューズメントマシン協会) 会長 (現任) 平成16年6月 サミー(株)代表取締役会長CEO 平成16年6月 (株)セガ (現 (株)セガゲームス) 代表取締役会長兼CEO 平成16年10月 当社代表取締役会長兼社長 (現任) 平成17年3月 (一社)日本遊技関連事業協会相談役 (現任) 平成17年6月 (株)セガトイズ取締役会長 平成17年6月 (株)トムス・エンタテインメント取締役会長 平成18年12月 日本アミューズメント産業協会会長 (現任) 平成19年5月 日本電動式遊技機工業協同組合理事長 平成19年6月 (株)セガ (現 (株)セガゲームス) 代表取締役社長CEO兼COO 平成20年5月 同社代表取締役会長CEO 平成24年4月 サミー(株)取締役会長 平成24年6月 フェニックスリゾート(株)取締役会長 (現任) 平成24年7月 (株)セガネットワークス (現 (株)セガゲームス) 取締役 平成25年5月 サミー(株)代表取締役会長CEO (現任) 平成27年4月 (株)セガホールディングス代表取締役会長 (現任) 平成27年6月 日本電動式遊技機工業協同組合相談役 (現任) 現在に至る	31, 869, 338株

【取締役候補者として選任した理由】

当社及びグループ会社の最高経営責任者として、長年にわたりリーダーシップを発揮され、当グループの発展に貢献されてきました。

このような豊富な経験と実績、培われた見識などは、引き続き当社取締役会の意思決定に資するとともに、当社の企業価値向上に寄与することが期待できるため、取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況、当社における地位及び担当	所有する 当社の株式数
2	つるみなおや 鶴見尚也 (昭和33年2月8日生)	<p>平成4年3月 ㈱セガ・エンタープライゼス(現 ㈱セガゲームス)入社</p> <p>平成16年12月 ㈱セガ(現 ㈱セガゲームス)執行役員</p> <p>平成17年9月 SEGA PUBLISHING EUROPE LTD. CEO</p> <p>平成18年6月 ㈱セガ(現 ㈱セガゲームス)上席執行役員</p> <p>平成18年6月 SEGA HOLDINGS U.S.A., INC. CEO and President</p> <p>平成18年10月 SEGA OF AMERICA, INC. Chairman</p> <p>平成20年5月 ㈱セガ(現 ㈱セガゲームス)取締役 欧米CS事業部事業部長</p> <p>平成21年6月 同社常務取締役 CS事業部事業部長</p> <p>平成21年9月 SEGA EUROPE LTD. Chairman</p> <p>平成24年4月 ㈱セガ(現 ㈱セガゲームス)代表取締役社長COO</p> <p>平成24年5月 精文世嘉(上海)有限公司副董事長兼首席執行官</p> <p>平成24年6月 SEGA HOLDINGS EUROPE LTD. CEO and President</p> <p>平成24年6月 当社取締役</p> <p>平成24年7月 ㈱セガネットワークス(現 ㈱セガゲームス)取締役</p> <p>平成25年9月 ㈱セガドリーム(現 ㈱アトラス)代表取締役社長</p> <p>平成26年4月 ㈱セガ(現 ㈱セガゲームス)取締役副会長</p> <p>平成26年4月 当社代表取締役専務(現任)</p> <p>平成26年6月 フェニックスリゾート㈱取締役副会長(現任)</p> <p>平成26年6月 PARADISE SEGASAMMY Co., Ltd. Member of the Board of Directors(現任)</p> <p>平成27年4月 ㈱セガホールディングス取締役副会長(現任)</p> <p>平成27年5月 ㈱セガ・ライブクリエイション代表取締役会長兼社長(現任)</p> <p>平成27年6月 セガサミーゴルフエンタテインメント㈱取締役会長(現任)</p> <p>平成27年6月 SEGA SAMMY BUSAN INC. President(現任)</p> <p>現在に至る</p>	12,100株
<p>【取締役候補者として選任した理由】</p> <p>当社及び国内外グループ会社の経営者として、豊富な経験により当社が注力しているリゾート事業を推進されております。</p> <p>このような経験と実績などは、引き続き当社取締役会の意思決定に資するとともに、当社の企業価値向上に寄与することが期待できるため、取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況、当社における地位及び担当	所有する 当社の株式数
3	ふか ざお こう いち 深澤 恒一 (昭和40年11月2日生)	平成2年4月 ㈱三和銀行(現 ㈱三菱東京UFJ銀行) 入行 平成15年7月 サミー㈱入社 平成15年8月 同社執行役員 社長室長 平成16年10月 当社執行役員 社長室長 平成16年10月 ㈱セガ(現 ㈱セガゲームス) 執行役員 会長・社長室長 平成17年6月 同社取締役 会長・社長室長 平成19年1月 セガサミーアセット・マネジメント㈱(現 マーザ・アニメーションプラネット㈱) 代表取締役社長 平成19年8月 当社上席執行役員 政策・渉外担当 平成20年5月 ㈱セガ(現 ㈱セガゲームス) 取締役 新規事業本部長 平成21年4月 (公社)経済同友会幹事(現任) 平成21年6月 セガサミービジュアル・エンタテインメント㈱(現 マーザ・アニメーションプラネット㈱) 代表取締役社長 平成26年4月 ㈱セガトイズ代表取締役専務 平成27年4月 同社取締役(現任) 平成27年6月 当社取締役(現任) 現在に至る	20,000株
【取締役候補者として選任した理由】 当社及びグループ会社の経営者として、豊富な経験により企業業績の向上に貢献されてきました。このような経験と実績などは、引き続き当社取締役会の意思決定に資するとともに、当社の企業価値向上に寄与することが期待できるため、取締役として選任をお願いするものであります。			

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、重要な兼職の状況、当社における地位及び担当	所有する当社の株式数
4	さと み はる き 里見 治紀 (昭和54年1月11日生)	平成13年4月 国際証券(株) (現 三菱UFJモルガン・スタンレー証券(株)) 入社 平成16年3月 サミー(株)入社 平成17年1月 (株)セガ (現 (株)セガゲームス) 入社 平成17年10月 SEGA OF AMERICA, INC. Director 平成17年10月 SEGA HOLDINGS U.S.A., INC. Director 平成21年7月 SEGA OF AMERICA, INC. Vice President of Digital Business 平成23年10月 SEGA OF AMERICA, INC. Senior Vice President of Digital Business 平成23年11月 (株)サミーネットワークス取締役 平成24年4月 同社代表取締役社長CEO 平成24年6月 SEGA OF AMERICA, INC. Director 平成24年6月 (株)セガ (現 (株)セガゲームス) 取締役 平成24年6月 当社取締役 (現任) 平成24年7月 (株)セガネットワークス (現 (株)セガゲームス) 代表取締役社長CEO 平成26年4月 サミー(株)取締役 平成26年6月 (株)サンリオ取締役 (現任) 平成26年11月 (株)セガ (現 (株)セガゲームス) 代表取締役副社長 平成27年4月 (株)セガホールディングス代表取締役副社長 (現任) 平成27年4月 (株)セガゲームス代表取締役社長CEO (現任) 平成27年4月 SEGA OF AMERICA, INC. Chairman 平成27年4月 Sega Europe Ltd. Chairman 平成27年4月 SEGA Networks Inc. Chairman of the Board of Directors 平成27年11月 サミー(株)代表取締役副社長 平成28年4月 同社代表取締役社長COO (現任) 平成28年4月 (株)サミーネットワークス代表取締役会長 (現任) 平成28年4月 SEGA OF AMERICA, INC. Director (現任) 平成28年4月 Sega Europe Ltd. Director (現任) 現在に至る	3,026,961株
<p>【取締役候補者として選任した理由】</p> <p>当社取締役及び子会社(サミー(株))の代表取締役社長並びにグループ会社の経営者として、リーダーシップを発揮され、企業業績の向上に貢献されてきました。</p> <p>このような経験と実績、リーダーシップなどは、引き続き当社取締役会の意思決定に資するとともに、当社の企業価値向上に寄与することが期待できるため、取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況、当社における地位及び担当	所有する 当社の株式数
5	おかむらひでき 岡村 秀樹 (昭和30年2月1日生)	昭和62年1月 ㈱セガ・エンタープライゼス(現 ㈱セガゲームス) 入社 平成9年6月 同社取締役 コンシューマ事業本部副部長兼サターン事業部長 平成12年6月 同社取締役 ドリームキャスト事業部門担当 平成14年6月 ㈱デジキューブ代表取締役副社長 平成15年6月 ㈱セガ(現 ㈱セガゲームス) 専務執行役員 コンシューマ事業本部長 平成16年6月 ㈱トムス・エンタテインメント取締役 平成16年6月 ㈱セガ(現 ㈱セガゲームス) 常務取締役 コンシューマ事業本部長 平成16年10月 当社取締役 平成19年6月 ㈱セガ(現 ㈱セガゲームス) 取締役 平成20年6月 ㈱トムス・エンタテインメント代表取締役社長 平成26年4月 同社取締役副会長 平成26年4月 ㈱セガ(現 ㈱セガゲームス) 代表取締役社長COO 平成26年6月 当社取締役(現任) 平成27年4月 ㈱セガホールディングス代表取締役社長COO(現任) 平成27年4月 ㈱セガゲームス取締役会長 平成27年4月 ㈱セガ・インタラクティブ取締役会長(現任) 平成27年4月 ㈱トムス・エンタテインメント代表取締役会長(現任) 平成27年4月 ㈱セガトイズ代表取締役会長(現任) 平成27年4月 マーザ・アニメーションプラネット㈱代表取締役会長(現任) 平成27年4月 ㈱ダーツライブ代表取締役会長(現任) 平成27年5月 ㈱セガゲームス代表取締役会長(現任) 平成27年9月 ㈱セガ エンタテインメント取締役社長(現任) 現在に至る	19, 112株
<p>【取締役候補者として選任した理由】 当社取締役及び子会社(㈱セガホールディングス)の代表取締役社長を務めるなど、企業業績の向上に貢献されてきました。 このような経験と実績などは、引き続き当社取締役会の意思決定に資するとともに、当社の企業価値向上に寄与することが期待できるため、取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、重要な兼職の状況、当社における地位及び担当	所有する当社の株式数
6	いわ なが ゆう じ 岩 永 裕 二 (昭和16年4月3日生)	昭和39年4月 東鳩東京製菓(株) (現 株東ハト) 入社 昭和45年9月 ゼネラルエアコン(株) (現 GAC(株)) 入社 昭和56年4月 弁護士登録 (現任) 昭和56年4月 柳田・桜木法律事務所入所 昭和59年9月 リリック・マクホース・アンド・チャールズ法律事務所 (現 ピルズベリー・ウィンスロップ・ショー・ピットマン法律事務所) パートナー (現任) 昭和59年12月 カリフォルニア州弁護士登録 (現任) 平成15年4月 Manufacturers Bank社外取締役 平成17年6月 JMS North America Corporation社外取締役 (現任) 平成18年6月 太陽誘電(株)社外取締役 (現任) 平成19年6月 当社社外取締役 (現任) 現在に至る	0株
【社外取締役候補者として選任した理由】 国際弁護士としての専門的見地からグローバル企業の国際企業法務に関して高い実績を上げられており、また経営に関する幅広い見識を有していることから、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。			
7	なつ の たけし 夏 野 剛 (昭和40年3月17日生)	昭和63年4月 東京ガス(株)入社 平成9年9月 エヌ・ティ・ティ移動通信網(株) (現 株NTTドコモ) 入社 平成17年6月 同社執行役員 マルチメディアサービス部長 平成20年5月 慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科特別招聘教授 平成20年6月 当社社外取締役 (現任) 平成20年6月 びあ(株)取締役 (現任) 平成20年6月 トランスコスモス(株)社外取締役 (現任) 平成20年6月 エヌ・ティ・ティレゾナント(株)取締役 (現任) 平成20年12月 (株)ドワンゴ取締役 (現任) 平成21年6月 (株)ディー・エル・イー社外取締役 (現任) 平成21年9月 グリー(株)社外取締役 (現任) 平成22年12月 (株)U-NEXT社外取締役 (現任) 平成25年4月 慶應義塾大学環境情報学部客員教授 平成25年11月 慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科特別招聘教授 (現任) 平成26年10月 (株)KADOKAWA・DWANGO (現 カドカワ(株)) 取締役 (現任) 現在に至る	2,000株
【社外取締役候補者として選任した理由】 長年にわたる経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、当社の経営に対して、引き続き有益なご意見やご指摘をいただけると判断したため、社外取締役として選任をお願いするものであります。			

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、重要な兼職の状況、当社における地位及び担当	所有する当社の株式数
8	* かつ かわ こう へい 勝川恒平 (昭和26年1月8日生)	昭和49年4月 ㈱住友銀行(現 ㈱三井住友銀行) 入行 平成13年4月 同行執行役員 大阪第二法人営業本部長 平成17年4月 同行常務執行役員法人部門副責任役員(東日本担当) 平成19年6月 エヌ・アイ・エフSMBCベンチャーズ㈱(現SMBCベンチャーキャピタル㈱) 代表取締役副社長 平成22年7月 SMBCベンチャーキャピタル㈱代表取締役社長 平成26年4月 銀泉㈱代表取締役社長(現任) 現在に至る	0株
<p>【社外取締役候補者として選任した理由】</p> <p>長年にわたる経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、当社の経営に対して、有益なご意見やご指摘をいただけると判断したため、社外取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

(*)は新任候補者であります。)

- (注) 1. 里見治氏及び里見治紀氏が議決権の過半数を所有している(有)エフエスシーと当社とは、保険業務代行等の取引関係があります。
2. その他の取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 岩永裕二氏、夏野剛氏及び勝川恒平氏の3氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は、東京証券取引所に対し岩永裕二氏及び夏野剛氏を同取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。勝川恒平氏につきましては、本定時株主総会における取締役選任議案をご承認いただいた場合、同取引所に対して独立役員として届け出る予定であります。
4. 当社は、岩永裕二氏及び夏野剛氏と、賠償の限度額を法令で定める最低責任限度額とする責任限定契約をそれぞれ締結しています。本定時株主総会における取締役選任議案をご承認いただいた場合、当社と岩永裕二氏、夏野剛氏及び勝川恒平氏との間で、賠償の限度額を法令で定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結する予定であります。
5. 岩永裕二氏及び夏野剛氏の当社社外取締役在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって、それぞれ9年及び8年となります。
6. 夏野剛氏は、過去において当社子会社(㈱セガネットワークス(現 ㈱セガゲームス))の社外取締役であったことがあります。
7. 現在当社の取締役である各候補者の当社における地位及び担当は事業報告「4. 会社役員に関する事項 ①取締役及び監査役(平成28年3月31日現在)」に記載のとおりであります。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役 平川壽男氏は、本定時株主総会終結の時をもって辞任いたしますので、新たに監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、監査役候補者 青木茂氏は、監査役 平川壽男氏の補欠として選任されることとなりますので、その任期は当社定款の定めにより、辞任により退任した監査役の任期の満了すべき時までとなります。

また、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況、当社における地位	所有する 当社の株式数
* あおき しげる 青木 茂 (昭和27年1月3日生)	平成17年5月 ㈱セガ(現 ㈱セガゲームス) 入社 上席参事 平成17年6月 同社執行役員 中国・アジア事業推進室長 平成18年8月 世嘉(中国) 网络科技有限公司 董事長 平成20年6月 サミー㈱執行役員 経営管理本部長 平成20年8月 同社執行役員 コーポレート本部長 平成21年4月 同社取締役 コーポレート本部長 平成23年6月 同社常務取締役 コーポレート本部長 平成24年4月 同社代表取締役社長COO 平成25年6月 当社取締役(現任) 平成27年5月 日本遊技機工業組合 監事 平成28年4月 サミー㈱代表取締役副会長(現任) 現在に至る	24,000株
【監査役候補者として選任した理由】 当社取締役及び子会社(サミー㈱)の代表取締役社長を務めるなど、経営者としての知見と企業倫理、コーポレートガバナンスに対する見識を備えられており、当社の経営に対して適切な助言と提言を期待できると判断したため、監査役として選任をお願いするものであります。		

(*は新任候補者であります。)

- (注) 1. 青木茂氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 青木茂氏は、平成28年6月17日をもって当社取締役及び当社子会社(サミー㈱)取締役を退任する予定であります。
3. 当社は、本定時株主総会における監査役選任議案をご承認いただいた場合、当社と青木茂氏との間で、賠償の限度額を法令で定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結する予定であります。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

社外監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠の社外監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠の監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況、当社における地位	所有する 当社の株式数
* まつ ぎわ たか よし 松 澤 孝 吉 (昭和23年6月24日生)	昭和46年4月 山加証券㈱(現 内藤証券㈱)入社	11,655株
	平成7年6月 同社取締役 法人部長	
	平成10年2月 同社常務取締役	
	平成10年10月 日本グローバル証券㈱(現 内藤証券㈱)常務執行役員 法人本部長	
	平成11年4月 東海丸万証券㈱(現 東海東京証券㈱)入社 東京金融法人部部長	
	平成12年10月 東海東京証券㈱東京金融法人部・機関投資家営業部副担当兼東京金融法人部長	
	平成14年2月 同社執行役員 東京事業法人部・機関投資家営業部・東京金融法人部・東京企業開発部・東京法人事務担当	
	平成18年4月 宇都宮証券㈱顧問	
	平成18年6月 同社常務取締役 管理本部長	
	平成20年6月 東海東京証券㈱顧問	
	平成21年8月 サミー㈱監査役(現任)	
	平成23年6月 ㈱ジョイントマスター監査役(現任)	
平成27年6月 タイヨーエレクトリック㈱監査役(現任) 現在に至る		
【補欠の社外監査役候補者として選任した理由】 当社子会社(サミー㈱)の監査役を務めるなど、企業倫理、コーポレートガバナンスに対する見識を備えられており、当社の経営に対して適切な助言と提言を期待できると判断したため、補欠監査役として選任をお願いするものであります。		

(*)は新任候補者であります。)

- (注) 1. 松澤孝吉氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 松澤孝吉氏は、当社子会社(サミー㈱、㈱ジョイントマスター及びタイヨーエレクトリック㈱)の監査役であります。
3. 松澤孝吉氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
4. 松澤孝吉氏が社外監査役に就任した場合には、東京証券取引所に対し、同取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。
5. 松澤孝吉氏が社外監査役に就任した場合には、当社は、松澤孝吉氏との間で、賠償の限度額を法令で定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結する予定であります。

第5号議案 取締役に対しストック・オプションとして新株予約権を発行する件

現在の取締役の報酬額は、平成24年6月19日開催の第8期定時株主総会において年額10億円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない。）とご承認いただいておりますが、当該取締役の報酬額とは別枠で、当社の社外取締役を除く取締役に対する報酬として年額1億3,000万円の範囲でストック・オプションとして新株予約権を発行することにつきご承認をお願いするものであります。

なお、この報酬額には使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まないものとします。

また、当社の社外取締役を除く取締役は、第2号議案が原案どおり承認可決されますと5名となります。

1. 新株予約権を当社取締役の報酬として付与することを相当とする理由

当社取締役の業績向上に向けた意欲や士気を高めるとともに、株主と株価を意識した経営を推進することを目的に、ストック・オプションを付与するものであります。

2. 新株予約権の内容

(1) 発行する新株予約権の総数

2,500個を上限とする。なお、当社が合併、募集株式の発行、会社分割、株式分割又は株式併合等を行うことにより、株式数の変更をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

(2) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

普通株式250,000株を上限とする。なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式数は100株とする。

また、当社が合併、募集株式の発行、会社分割、株式分割又は株式併合等を行うことにより、株式数の変更をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

(3) 新株予約権の払込金額

新株予約権と引き換えに金銭の払込みを要しないものとする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に当該新株予約権に係る株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権の割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）における東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた価額とし、これにより生じた1円未満の端数はこれを切り上げる。ただし、その価額が新株予約権の割当日の前日の終値（終値がない場合は、その日に先立つ直近日における終値）を下回る場合は、当該終値とする。

なお、当社が合併、募集株式の発行、会社分割、株式分割又は株式併合等を行うことにより、行使価額を変更することが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

(5) 新株予約権の公正価額

行使価額等の諸条件をもとにブラック・ショールズ・モデルにより算出した、公正な評価価額に基づくものとする。

(6) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当日の翌日から2年を経過した日より2年間とする。

(7) 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役その他これに準ずる地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任その他これに準ずる正当な理由のある場合はこの限りでない。

(8) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡により新株予約権を取得するときは、当社取締役会の承認を要する。

(9) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

① 新株予約権の行使により当社の普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

② 新株予約権の行使により当社の普通株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(10) 新株予約権に関するその他の事項

新株予約権の募集事項を決定する当社取締役会において定める。

以 上

株主総会会場ご案内図

ザ・プリンス パークタワー東京 地下2階 コンベンションホール

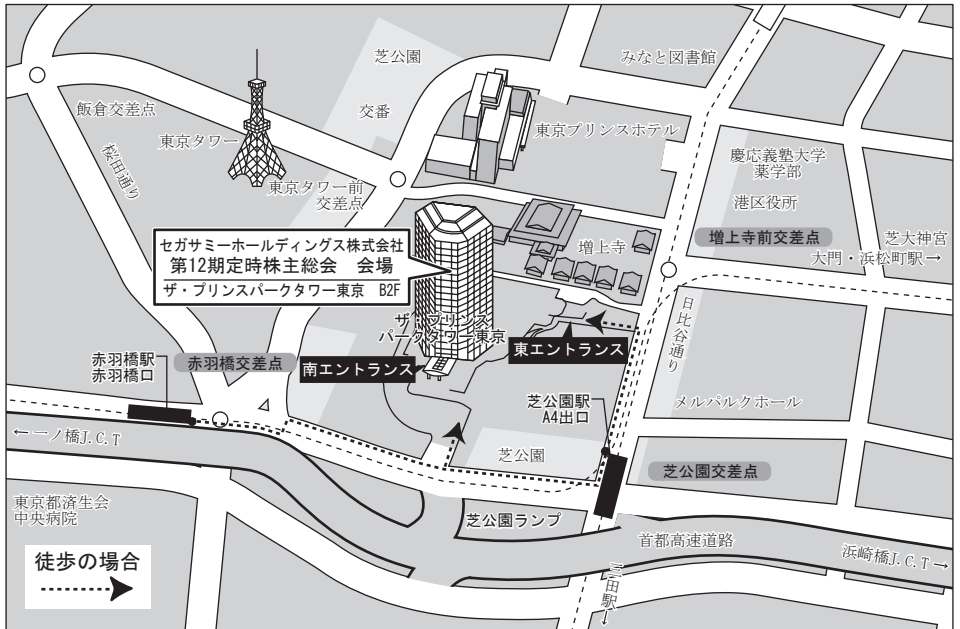
[住所] 東京都港区芝公園四丁目8番1号

[電話] 03-5400-1111 (代表)

<http://www.princehotels.co.jp/parktower/>

- ◎ 株主総会会場は「ザ・プリンス パークタワー東京」でございます。
「東京プリンスホテル」ではございませんので、ご注意ください。

本年から株主総会にご出席の株主様への「お土産」及び「懇親会」は取りやめとさせていただきます。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。



○ 都営地下鉄大江戸線 赤羽橋駅 [赤羽橋口より徒歩2分]

○ 都営地下鉄三田線 芝公園駅 [A4出口より徒歩3分]

※当日は会場周辺道路及び駐車場の混雑が予想されますので、お車でのご来場はご遠慮願います。

※本総会の入場受付は、株主総会終了をもって終了させていただきます。

